

第7回「釜ヶ崎講座学習会」

「改正」生活保護法と

生活困窮者自立支援法の問題点は？

昨年12月「生活保護法」改正法案（以下「改正」と略す）および「生活困窮者自立支援法案（以下「新法」と略す）が国会にて可決成立しました。生活保護は昨年基準が次々に切り下げられ、「改正」については多くの反対にもかかわらず可決されました。私たちも「生活保護問題対策全国会議」の緊急署名活動に協力しながら反対をしてまいりました。今回の改悪は、日本の社会保障制度の中でも最大の改悪ともいえます。一方「新法」は十分な議論がなされない中で、二法一括で可決されました。

生活保護の手前に新しい支援制度を作るものとして、2015年実施に向け、すでに「モデル事業」が開始されています。私たちは問題点を抱える「改正」「新法」の見直しを求めるとともに、法が施行されていく過程に、更なる論議と意見の提出、モデル事業への参画と検証や提言等が必要と考えます。改めて、「改正」「新法」の問題点を、しっかりと整理、学習し真のセーフティネットの確立へ向け、取り組んでいく必要があると考えます。この間「対策会議」で積極的な提言をされ、新宿を中心に、全都で自立支援の取り組みをされてこられた、「NPO法人自立生活サポートセンター・もやい」の理事長稲葉剛さんを招いて、学習会を開催いたします。皆様のご参加、お待ちしております。

日時 2014年3月22日（土） 午後6時半開始

場所 西成市民館 3階講堂

（大阪市西成区萩之茶屋2-9-1 06-6633-7200）

講師 NPO法人自立生活サポートセンター・もやい

理事長 稲葉 剛さん

資料代 500円

連絡先 大阪港郵便局私書箱40号

大阪市西成区萩の茶屋1-9-7 釜ヶ崎日雇労働組合

連絡先 090-2063-7704（事務局）

主催 釜ヶ崎講座

Mail Kamakouza@cwo2.bai.ne.jp

<http://cwoweb2.bai.ne.jp/kamakouza>

<http://blogs.yahoo.co.jp/kamagasaki Kouza>